

公益社団法人静岡市シルバー人材センター利用契約書

●● ●● (以下「発注者」という。)と公益社団法人静岡市シルバー人材センター (以下「センター」という。)とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員 (以下「会員」という。)に対して別紙「仕様書」の業務 (以下「本件会員業務」という。)を委託するに当たり、次のとおり公益社団法人静岡市シルバー人材センター利用契約を締結する。

第1条 (会員への業務の委託)

発注者は、公益社団法人静岡市シルバー人材センター利用規約 (以下「利用規約」という。)に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条 (業務の対価)

本件会員業務に係るセンター業務委託料 (利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。)の額及び会員業務委託料 (利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。)の額は、別紙「仕様書」のとおりとする。

第3条 (有効期間)

本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに発注者又はセンターのいずれかから更新を拒絶する旨の意思表示が書面でなされない限り、本契約の有効期間は、1年間自動で更新されるものとし、その後も同様とする。

第4条 (契約の解除)

発注者及びセンターは、有効期間内であっても、相手方が本契約及び利用規約に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、有効期間内であっても、会員が本件会員業務を実施することが困難であると認めたときは、本契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合において、発注者に損害が生じたときは、センターがその責めを負うものとする。ただし、利用規約第10条の規定に違反したことにより本契約が解除された場合においては、センターはその責めを負わない。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、センターに損害が生じても、発注者はその責めを負わない。ただし、利用規約第10条の規定に違反したことにより本契約が解除された場合においては、発注者はその責めを負うものとする。

第5条 (合意管轄)

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、静岡簡易裁判所又は静岡地方裁判所をも

って第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和●●年●●月●●日

静岡市●●区●●町●-●

●● ●●

静岡市清水区浜田町4番4号

公益社団法人静岡市シルバー人材センター

理事長 ●● ●●